

近代日本社会福祉事業形成期における人材養成

—大学における社会事業学部の創設を中心として—

佐々木 啓 子

本論は近代日本における社会福祉事業の形成期に、専門職としての社会事業従事者がどのように養成されたかを、政府および地方自治体における社会事業行政とその組織形態、福祉専門職養成制度と調査研究体制の整備、および大学における社会福祉人材養成といった三つの側面から考察するものである。

近代日本における社会福祉事業の制度化は、第一次世界大戦後の産業資本主義への本格的な参入と同時に始まった。社会政策としての社会事業の構築は内務省社会局の主導と民間研究者の社会事業思想普及に向けての活動、および地方行政における調査と施設運営が功を奏したが、その人材養成についていえば大学において専門的知識が体系化されることによって、国および地方の行政機関に恒久的に人材を輩出し、行政機関のなかに社会事業専門職が位置づけられたことが近代日本の社会福祉事業を確立に導いたといえる。

キーワード：社会事業専門職、社会福祉人材養成、内務省社会局

序 章

1. 研究の目的

近代国家における社会事業の形成期は、イギリス、アメリカなどの欧米先進国では1910年代、日本では第一次世界大戦後にその萌芽期を迎える。すなわち、明治期までの感化救済、慈善事業が、1910年代後半に、国家あるいは地方自治体によって社会事業行政として組織化され、社会立法が漸次成立し制度化されたのであった。

本論では近代日本における社会福祉事業の形成期に、専門職としての社会事業従事者がどのように養成されたかを、(1)政府および地方自治体における社会事業行政とその組織形態、(2)福祉専門職養成制度と調査研究体制の整備、および(3)大学・専門学校における社会福祉人材養成といった三つの側面から考察するものである。

2. 先行研究について

日本の社会事業形成期に関する史的研究としては、吉田久一が『日本社会事業の歴史』、『社会事業の歴史』、『昭和社会事業史』¹等により日本の戦前、戦後の社会事業の形成とその変遷についての詳細な通史を著し、この領域の歴史研究で先鞭をつけた。また、一番ヶ瀬康子²は、昭和初期の社会事業従事者としての実践と、アメリカ社会事業発達史の研究から日本の社会事業を概説している。³また、この両研究者による、戦前戦後の日本の社会事業を担ってきた人々との対談は『昭和社会事業史への証言』⁴とし

てまとめられ、戦前期におけるわが国の社会事業史について一応の総括がなされたと言えよう。

この両氏のほかにも、社会事業史を法制面から考察した小川正亮の『社会事業法制』⁵、また菊池正治らによる『日本社会福祉の歴史——制度、実践、思想』⁶や、右田、高澤・古川らの『社会福祉の歴史』⁷があげられる。これらの著書も社会福祉事業の通史ではあるが、いくつかの視点を導入することで各時代の社会事業の実態に迫るものである。

また、近年、内務省関係資料、帝国議会議事録、委員会および審議会関係資料、公文類聚文書等を詳細に分析し、わが国の社会事業が国政のなかでどのように位置づけられてきたかを明らかにした池本美和子の研究⁸がある。さらに、武川正吾⁹は社会政策学的問題設定から日本の戦前・戦中・戦後の社会福祉体制の展開をその理論的背景から見直し、社会福祉の対象領域を画定しながら新たな政策理論を構築しようとする。

こうした社会事業行政を中心とした史的研究が多数みられるなかで、本論での社会福祉事業の人材養成の史的研究に関する先行研究をあげるならば、竹内愛二の『専門社会事業研究』¹⁰や伊藤淑子の『社会福祉職発達史研究』¹¹があるが、そうした研究のなかで戦前期における大学・専門学校での社会福祉人材養成については、十分に言及されているとはいえない。

3. 本論の構成

そこで、本論では以下のように行政側の動向を視

野にいれながら、社会福祉事業形成期における大学・専門学校の機能について検討したい。まず第一章では、日本における広範な社会政策としての福祉国家の出現を、内務省社会局設置の1920年とし、社会事業の制度化過程を検討しよう。次いで第二章では、国家および地方自治体の行政のなかで、それを担う人材確保について、実際に政策として何が構想されたかを検討し、第三章では、専門職としての社会事業人材を輩出したいくつかの大学・専門学校に着目してその機能について検討したい。

4. 資料について

まず行政関係資料については、内務省社会局編纂の『本邦社会事業概要』¹²、および大霞会編纂の『内務省史』¹³を、また、地方行政資料としては東京市社会局編纂『東京市社会局年報』¹⁴（大正9年～）を基本的資料とする。また、大学・専門学校の関連資料としては東洋大学、日本女子大学などの大学史、および大正年間に各大学が発行した機関紙、卒業生動向調査に依拠した¹⁵。

第一章 社会福祉事業成立の史的考察

1. 公共政策と社会事業の成立

今日、我々が住む社会は、政府、地方自治体、各種国際機関などの様々な公共政策が張り巡らされているが、武川正吾は、それらを、雇用、社会保障、住宅、教育などの社会政策と、金融政策、財政政策および産業政策などの経済政策、そして警察、軍事、司法などの秩序政策に分類し、このなかでは経済政策と社会政策が福祉国家体制確立の重要な要素であるという。¹⁶

こうした観点からも先進諸国における社会政策が出現したのはほぼ両世界大戦間であるというのが一般的な議論であろう。この時期に資本諸国を襲った大恐慌を契機として、社会政策は資本主義の変化に対応すべく経済政策と結び付けられ、諸制度が確立されたのであった。特に日本における社会政策は経済政策のなかでもことのほか労働政策との結びつきを強め、戦時下にあっては強大な国家権力の支配のもとで戦時社会政策として展開されたのであった。¹⁷

しかし、少なくとも、大正初期の社会事業萌芽期にあっては、政府、地方自治体の比較的リベラルな内務官僚、あるいは社会政策の実務家たちが、また、民間人ではイギリス、アメリカの社会事業に精通した研究者あるいは宗教関係者が、労働政策に限定されることのない、ある意味で広がりをもった社会政

策を構想していたとする根拠をいくつも見出すことができるのである。

そこで、まず行政機関のなかでも社会政策行政の中心となり、新進気鋭の行政官が集まっていたといわれていた内務省社会局と東京市役所社会局に焦点をあて、日本における社会福祉事業の制度化過程をたどることから始めよう。

2. 内務省社会局の設置

1920年（大正9）年、内務省管制中改正によって社会課が社会局に昇格した、いわゆる「内局」時代に救済事業調査会及び社会事業調査会の答申が行われ、その答申に基づいた施策が行使される体制が整った。続いて1921（大正11）年、勅令第四六〇号社会局官制の交付により、社会局が「外局」として成立したことによって、労働行政及び社会行政を統一する組織形態が一応は整ったといえよう。¹⁸そして1926（昭和2）年、社会事業調査会に社会事業体系に関する件が諮問され、1926～1928年にその答申を完成させている¹⁹ことからすれば、この社会局の設置が、日本における社会事業の制度化の開始とみることができよう。²⁰ 社会局設置の背景としては、その前身である救護課が、第一次世界大戦後の未曾有の戦争景気とそれにとまなう物価の高騰が都市生活者のみならず地方農村にも及ぶにいたり、「内政運営に大きな転換を促した」²¹ ことによるといえよう。

因みに、「社会事業」という名称が初めて公式に使用されたのは、社会局設置の公文書上、すなわち、その設置理由として示された「社会事業ニ関スル行政事務統制ノ機関」という文章の中であつたとされている。²²

3. 地方機関

こうした内務省の動きに呼応して、社会事業の重要性を説きその発展に尽力したのが、大阪府では小河滋次郎博士、東京府では井上友一博士であった。特に小河は、商工業の中心地、大阪府にあって、当時の大阪府知事の意向を受け、1918（大正7）年7月に社会課を全国に先駆けて特設したのであった。これを嚆矢として、兵庫、神奈川が続き、同時に大阪市（1918年）、横浜市（1919年1月）が社会課を、同年、東京市が社会局を設置して社会事業を主管した。府県および市の社会課はそれぞれの地方の社会事業を監督指導し、各種社会事業の助成、救済基金を監督し感化教育、軍事救護、窮民、行旅病人、棄児及迷児の救護、災害救助、水難救護、恩賜財団済生会の施薬救療事業に関する事務を行った。²³ 例えば東京市では、従来、感化救済に関しては市の参与を置き養育院を設け、また、庶務課において職業紹

介業務、診療施薬を行っていたが²⁴、第一次世界大戦後の物価高騰等の社会経済的状況の変化に伴い、都市政策の円滑な事務処理の必要性から社会局設置が建議されることとなった。²⁵ その組織としては、発足当初は、総務課(庶務掛、調査掛)、公営課(市場掛、住宅掛)および救護課(救済掛、保護掛)の3課より編成されていたが、事業拡張にともない追加予算を要求しながら組織は拡張していった。²⁶ 『東京市社会局年報 第一回』には社会局設立の経緯と趣旨が次のように記されている。²⁷

「本市は従来養育院、施療病院、職業紹介所、衛生試験所、消毒所等社会的施設を設け、各種の社会事業を行ひ来りしが、欧州戦乱の勃発と共に、社会の状勢頓に変調を呈し、物価は頻りに昂騰し、生計費の膨張に伴ひ、市民生活の威迫を感ずること太しく、加ふるに外来思想の瀰漫は、著しく民心の動揺を誘致し更に労資間の葛藤発する等、社会的案件日に多きに加え来りたるより、本市は特に社会事業の為に機関を設くるの必要を生ずるに至れり。」

また、上記の総務、公営、救護の3課が社会事業関連の事務処理を行った。一方、施設事業としては、東京市施療病院、児童保護所、公設市場、簡易食堂、貸家貸間紹介、職業紹介、労働合宿、授産所を管轄し、なお、計画中の事業としては、幼児少年保護所、方面委員、託児場、人夫請負事業、労働合宿所が挙げられ、順次、実行されていった。²⁸

第二章 社会事業の専門職化

こうして、社会事業が官僚制の発達とともに制度化されるなかで、社会福祉事業の専門職制と人材養成はどのように制度化されたであろうか。この点について史的に考察することの目的としては、今日、福祉国家における社会サービスが、医療はいうまでもなく、高度に専門性を帯び、その専門的知識の修得には、それぞれ国家が認定した教育機関によって、国家が定めたカリキュラムを履修することによって資格が付与されることとの意義を、社会福祉事業制度化の淵源に遡って問い直すことにある。

まず、この時期に日本に社会事業を積極的に導入した先駆的な人材集団として、花村・田代は、官僚、民間人、研究者をあげている。²⁹ 官僚としては内務省社会局の初代局長となった田子一民から灘尾弘吉に連なるリベラルな内務官僚らが、また、民間人、あ

るいは教育界では賀川豊彦、生江孝之、永井亨らがあげられる。

このように、社会事業の制度化に関わったグループが政府および民間双方に存在したが、社会事業の継続的發展のためには、さらに、政府あるいは地方自治体の施策を確実に遂行する、多数の専門職を計画的に養成する必要があったのである。当初、政府あるいは民間団体の連絡会が主催する研究会や講習会がその養成に重要な意味をもっていた。しかし、専門職人材は、こうした短期的講習会ではなく、体系化されたプログラムをもつ大学あるいは専門学校において組織的に養成しようとする動きが次第に高まりをみせてきたのであった。以下、この一連のプロセスを追ってみよう。

1. 連絡統一機関

社会事業の相互の連絡統一を図る機関として1908(明治41)年に創設された中央慈善協会は、大正期には社会事業協会と改称したが、その目的は各社会事業の連絡統一と委託事業として貧民教育並びに児童教化事業や細民地区改善事業などであったが、いまひとつの重要な活動内容は調査研究であった。³⁰ 具体的には、社会事業に関わる研究会開催、雑誌その他の図書刊行、調査を行い、社会事業思想の普及、協議、研究会および講習会の開催等であった。³¹

2. 社会事業家養成機関の設置

さらに明確に人材養成を主目的として開設されたのが内務省主催の社会事業講習会であった。これも1908(明治41)年より存在していたが、社会事業施設の増加にともない、内務省は1919(大正8)年に社会事業職員養成所を設置した。当初は武蔵野学院内に開設し、入所資格としては中学校、高等女学校、師範学校卒業程度で、修業期間は6ヶ月であった。卒業生は第1回9人、第2回11人、第3回14人、第4回6人、第5回5人、合計45人であった。³²

3. 調査研究並びに教育機関

こうした連絡機関や国の養成講習に加え、恒久的な調査および研究を主としたものとしては、大原社会問題研究所及び財団法人協調会の他、以下のようなもの存在していた。³³

- a. 社会事業調査会……内務省主管の公的調査審議機関として社会政策上の問題について調査、審議を目的とする。(1921年設置)
- b. 私的調査研究機関……社会事業研究会(1913年/大阪)
仏教徒社会事業研究会(1913年/東京)
宗教大学社会事業研究室(1915年/東京)

東洋大学救済学会（1917年／東京）
大日本仏教慈善会財団社会事業研究所
（1917年／東京）
大原社会問題研究所（社会問題専門図書館
を設置。調査研究成果を出版、発表）（1919
年／大阪）
財団法人協調会（中央職業紹介事務、社会
政策講習所、職業教育調査研究、雑誌出版
など）（1919年／東京）

こうした調査研究機関が、政府セクターのみならず、民間セクターにおいて一層、重みをもち始めたのがほぼ大正中期であった。このことは、社会福祉事業というものが継続的な調査と相当の専門的知識を集約して研究されるべきであるとの認識がすでに形成されていたということである。

第三章 大学・専門学校における 社会福祉事業人材の養成

最後に、本題である、専門職としての社会福祉事業人材が、大学あるいは専門学校において養成されるべきであるとの認識の高まりを、各大学における社会事業学部設立の動向から検討しよう。

大学の重要な目的の一つは専門的職業知識の習得である。専門的知識が学校教育のなかで習得され、そこで提供されるカリキュラムを政府が認定すれば、そのプログラムの質は保証され、同時にその機関が職業資格取得の準備教育を行うところであるとの認識を一般化することができる。³⁴

1. 専門的職業の制度化と高等教育機関

日本における専門職の制度化の歴史を紐解けば、医師、代言人（弁護士）などは明治初期の比較的早い時期より専門的職業として認められてきた。一般に職業資格認定は試験検定と機関養成の二本立てで行われる。³⁵ 養成機関が十分に発達していなければ、明治期の医師国家試験にみられるように、試験検定に頼らざるをえないであろうし、養成機関に十分のその機能を果たすという確信が得られれば、教員資格のように、その機関の課程を修了することによって付与される、すなわち「無試験検定」の方法を採る。³⁶

天野郁夫は日本における近代化過程において、各領域に必要な人材の早期養成のための高等教育機関として、帝国大学とは異なる系統の専門学校（旧制専門学校）を位置づける。³⁷ また私学のなかでも一定の教育レベルを保持していたものは、次第に官立に準ずる特典の付与を政府に求めるようになった。こ

うしたなかで1903（明治36）年には「専門学校令」が、1918（大正7）年には「大学令」が公布され、私立の専門学校や大学は量的拡大を遂げ、医師、代言人、中等教員といった専門職養成が、こうした官立および私立の大学あるいは専門学校によって資格付与という特典を授けることによって量的に供給される体制となっていたのであった。こうした大学および専門学校の整備と専門職制の確立が、新たな専門職、すなわち、ここでいう社会福祉事業職を高等教育機関において養成し得る契機をつくっていたといえよう。

2. 社会事業学部・学科の開設

では、社会福祉事業の専門的知識が大学および専門学校のなかでどのように体系化され、そこでの教育カリキュラムを修了した者が社会事業の専門家として認知され、その雇用がどのように創出されていったかを、いくつかの大学の事例によって検討しよう。

1918（大正7）年ごろから宗教系あるいは女子教育機関において次々と、社会事業講座が開設され、それらはやがて社会事業学部や社会事業学科に発展していく。社会事業学部・学科の創設には内務省の後押しがあったことは各大学史の設立の経緯のなかで触れられてる。³⁸ 内務省社会局設置の翌年1921（大正10）年には、東洋大学専門部に社会事業学科が、日本女子大学校には社会事業学部が開設された。さらに日本大学、東京女子大学などで社会事業に関する講座が開設され、そうした講座が全国的に12にも及ぶという広がりをもってきた。（表1）

3. 東洋大学専門部社会事業学科の設置

1919（大正8）年、制度的には専門学校に位置づけられていた東洋大学は、1918（大正7）年の「大学令」に依り正規の「東洋大学」に昇格した。そして1921（大正10）年に新設されたのが「国学科」「漢学科」「仏学科」の3科であった。このとき発表された「新設学科内容」によれば「仏学科」は「仏教各宗の教義及び其の歴史の研究」と「感化救済に関する社会事業」の科目を設置している。ただしこの科は夜間授業であった。この科の設置についてその趣旨は次のように記されている。「欧米に於ける社会事業の研究施設の完備せることは已に識者の知るところ、然るに本邦未だ之に関する一大学をも有せざるは一大恨事なり。恐らくは本邦此の種の教育機関として唯一なりし本学の感化救済科をば、更に一步を進めて真の大学たらしむることは、また、国家に対する栄光ある一事業たるべきことを確信す。」³⁹

この科では「理論の攻究」のみならず「実際活動」

(表1) 大学における社会事業講座・学科・学部開設状況 (1900~1940年)

年	教育機関の動向	行政関係
1900		<感化法公布>
1901		留岡幸助、家庭学校付設「慈善事業師範学校」開設(1920年「社会事業研究所」と改称)。
1908		内務省地方局「感化救済事業講習会」開始(1920年に「社会事業講習会」と改称)。内務省指導により、中央慈善協会結成。
1918	日本女子大学校、社会事業講座開設。東京女子大学、社会学部に社会事業関係講座開設。	大阪府社会課設置、大阪市社会局設置。
1919	宗教大学(現大正大学)、社会事業講座開設	東京市社会局設置。
1920		内務省、社会局設置。
1921	日本女子大学、社会事業学部開設。宗教大学、社会事業科設置。東洋大学、教育社会事業科設置。	内務省、救済事業調査会を母体に社会事業調査会設置。中央慈善協会、中央社会事業協会と改称。東京市社会局、社会事業講習会開催。
1922		社会局、内務省の外局となる。内務省社会局主催「社会事業講習会」終了。
1925	明治学院神学部にて社会講座開設。	中央社会事業協会、社会事業講習会開始。
1926	大正大学、専門部仏教科にて社会事業講ず	
1928	明治学院高等部に社会科開設(1934年社会事業科に改称)。関東学院高等部に社会事業科開設。	中央社会事業協会、社会事業研究生制度創設。
1929	駒沢大学、仏教科にて社会事業講ず。	<救護法公布>
1931	同志社大学文学部神学科にて社会事業学専攻開設。	
1932	神戸女子神学校、社会事業科開設	
1934		中央社会事業協会、社会事業研究所設置。
1938		内務省社会局廃止され厚生省設置。 <社会事業法公布>

大友信勝、一番ヶ瀬康子、日本社会事業学校連盟編『戦後社会福祉教育の五十年』ミネルヴァ書房、1998年、巻末資料編、別表1。菊池・清水・田中・永岡・室田『日本社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房、2003年。池本美和子『日本における社会事業の形成—内務行政と連帯思想をめぐって』法律文化社、1999年を参照して作成。

の領域を開拓することが期待された。1911(大正10)年に新設されたこの科の学科及び課程が同校の「学則」(表2)に示されている。

4. 日本女子大学校社会事業学部の開設

東洋大学に先んじて日本女子大学校に「児童保全科」と「土工保全科」の2科から成る「社会事業学部」が設置されたのは大正10(1921)年であった。この学部は当時の校長麻生正蔵による以下の設立趣旨にみられるように、有志社会事業家を志す女子や、その現状を理解しようとする女子のみならず「有給の社会事業専門家」を志す女子に対して社会事業の組織、経営、指導統括等の任にあたる指導者養成を

目的として掲げていた。⁴⁰

同校の第2代校長の麻生正蔵は社会事業学部の設立趣旨を次のように述べている。

日本女子大学校長 麻生正蔵「社会事業学部開設の趣旨」

「……此の前代未開の危機に際して、激動の危険を除き、勢力の浪費を省き、生活の安全を保護し、国民の能率を増加し、以って国家の将来を幸福繁栄の一路に導くが為にはあらゆる方面から徹底的に尽力する方策を遺漏なく講じなくてはならぬ。……而して直接に社会生活の整理改善に預か

(表2) 東洋大学専門学部社会事業科 学科及課程 (大正10年度)
 (『東洋大学創立五十年史』 pp.278—279)

	第 1 年		第 2 年		第 3 年	
実践道德	1	実践道德	1	実践道德	1	実践道德
基礎学科	16	仏教概論 心理学 論理学 児童学 社会学 経済学 哲学概論 倫理学概論 法学通論 生理学概論 衛生学概論	7	仏教概説 変態心理学 犯罪心理学 教育病理学 教育学 犯罪学 刑事人類学	3	仏教概説 民族心理学 宗教学 社会心理学
実際学科	3	社会政策統計学	11	社会政策 社会事業総論 社会事業史 児童保護 母性保護 労働者保護 保護教育 精神検査法 人体計測法	15	社会事業各論 社会教育 職業倫理 社会問題 人種衛生学 社会衛生学 児童保護 母性保護 労働者保護 免囚保護 精神薄弱者教育
外国語	4	英語	4	英語	4	英語
計	24		23		23	

る事業は、即ち所謂社会事業である。
 然るに、此の社会生活整理改善は独り男子のみの事業でなく同時に又婦人の事業である。……女子の参加なくしては、十分に其の整理改善の実を挙げ難くなったのである。……現に欧米に於ては、婦人が社会事業の各方面に大に其の実績を挙げているのである。而して我国に於ても、今や既に婦人社会事業家の要求が盛に現はれて来たのである。……」

すなわち従来の慈善事業が「社会の欠陥暗黒面に対する慰安保護的」で、「少数有志者が憐憫の情に駆られて」の「散漫な偶発的」な「個人的好意的の恩恵行為」であったに比して、今後の社会事業は、「一意専心之に従事する其道に熟達した達人たる専門家」が「社会の意義と現状とに関する精確な知識と各人の責任と技能との自覚」によって「十全の目的と計画とを有し確乎たる組織的機関によって行われる」べきであると説き、その実現には「制度組織に就いて十分な研究を経なければならぬと同時に」「其道の専門家を特に養成する手段を講ぜねばならぬ」

と、組織的研究と人材養成の必要性を説いた。また、「社会生活改善事業」の一般的知識の普及には寧ろ女子が適切であると、女子教育機関における社会事業学部の設置の意義を強調した。

そもそも、女子にとって教育機会が十分に開かれていなかったこの当時において、家政学あるいは文学系以外にこうした社会事業を専門とする学部は、設立そのものが特異であったが、講師には帝国大学などから、経済学、法学、社会学など著名な教授を招聘して授業が行われた(表3)。設立にかける同校の意気込みがうかがわれるのである。

5. 社会事業学部卒業後の動向

日本女子大学校の社会事業学部の卒業した1回生(1925年3月卒業)の就職先を同校の卒業生の動向調査から抽出すれば(表4)、内務省社会局、家庭裁判所、児童相談所などで、ほぼ全員が就職した。戦前期における女子専門学校卒業生の就職率が30%に満たない時期にあつて、極めて高い就職率であつたといえよう。

この新しい学部、社会事業学部が確実に専門職人材を養成し、各行政機関において社会福祉事業専門

(表3) 日本女子大学校社会事業学部 (児童保全科・女工保全科)

創設時の教授陣と担当科目 (抜粋) (大正10年度)

担当教員	担当科目	担当教員	担当科目
生江孝之	社会事業の発展及原理、 児童保全事業概説、社会事業の調査、	小熊虎之助	変態心理学、 欠陥児の研究及取扱
永井 亨	社会政策、労資問題	林 恵海	家族問題、婦人問題
北岡寿逸	工場法	松本亦太郎	心理学、
戸田貞三	防貧救貧事業、	桑田芳蔵	社会心理学
綿貫哲雄	社会学、応用人類学、産業の発展、	榎崎浅太郎	児童学
高橋誠一郎	社会経済学	友枝高彦	社会倫理
麻生正蔵	実践倫理		

(表4) 日本女子大学校社会事業学部第1回生 (大正14年) 卒業生の就職先

(『めじろ路』日本女子大学社会福祉学科の会みどり会、1978年、pp.5-20より抽出して作成)

内務省社会局、国立聾啞学校教諭、済生会医療者会事業、桜楓会巣鴨・日暮里託児所保母、東京府大島隣保館、東京府児童保護員、東京府社会事業協会、愛知県愛知共済会幼稚園保育主任、日本女子大学社会事業学部指導者、東京府大井隣保館保母、神戸市役所児童相談所書記、鐘紡→東京市役所社会局庶務課調査掛、東京市役所社会局職業課、国民新聞社記者、倉敷紡績女工監督、東京市役所社会局庶務課調査掛、鐘紡寮監、労資協調会、職業紹介所

なかでも東京市役所では、社会局(後、厚生局)調査掛、あるいは方面館長といった、社会事業行政スタッフとしての活躍の場が設けられていた。

職としてその職務を遂行し、日本における社会福祉事業の形成に大きく寄与する役割を担っていたことが推察される。

終章 まとめと今後の課題

近代日本における社会福祉事業の制度化は、第一次世界大戦後の産業資本主義への本格的な参入と同時に始まった。すでに欧米諸国では全国的な社会事業会議やソーシャルワーカー協会、社会事業学校や大学での社会事業関連コースが設置されていた。

こうした世界的な社会福祉事業の動きは、海外視察をしてきた行政官僚あるいは海外留学をした民間研究者あるいはその活動家によって日本に紹介され、わが国でも社会事業の制度化が画策されようとしていた。明治40年代までの慈善事業、賑恤感化救済事業から、社会政策としての社会福祉事業への転換は、内務省社会局の主導と民間研究者の社会事業思想普及に向けての活動および、地方行政における調査と施設運営が功を奏したが、その担い手が一部

の篤志家や近隣相互扶助に頼っていたは、広範な事業の展開が不可能であることはいうまでもない。有給の専門職としての社会事業職の組織化と、それを担う人材の恒久的養成が不可欠であった。

一方、日本における専門職の資格制度はほぼ明治末期までに、医師、弁護士、中等教員などを中心として確立していた。そして1903(明治36)年「専門学校令」および1918(大正7)年「大学令」により、専門学校および大学が学校制度上に位置づけられ、明治後期以降の中等教育の普及により大学あるいは専門学校への進学率も高まってきた。専門職種に就くための専門的知識が検定方式から次第に機関養成へとシフトし、大学および専門学校が組織的な確立をみるなかで、新しい専門職としての社会事業が学校体系上に確実に位置づけられることになったといえよう。私立の大学および専門学校にとっては、そうした資格付与の認可を得ることが学校の存立にもかかわる重要な案件であったことは多くの大学史が明らかにするところである。社会事業専門職の養成もまたこうした流れのなかで成立したといえよう。

社会福祉事業が内務省社会局主導で法的整備や施設運営が次々と実行に移されると平行して、内務省の意向を受ける形で、大学および専門学校では社会事業の講座、学部が設置された。しかし、社会事業人材養成が国家の急務にもかかわらず、それを国家の制度として官立の大学あるいは専門学校を設置するという政策はなかったといえる。こうした高度な専門職養成も結局のところ、私学に委ねられることとなったのだが、それらは宗教系、あるいは女子教育機関が中心であったことからしても、社会事業が奉仕的活動によって担われるという認識が依然として一般的であったことを示している。

しかし、特に女性の就業機会が著しく限られていた時代にあつて、大学あるいは専門学校で専門的知識を習得した卒業生が国および地方の行政機関および施設で有給の社会事業専門職員としての地位が比較的初期の段階から確立されていたことは注目に値するであろう。

本論では紙幅の関係で大学および専門学校における教育内容や卒業後の社会事業専門職の具体的職務内容にまで踏み込むことはできなかったが、この点については次稿に譲りたい。

注

- 1 吉田久一『日本社会事業の歴史』勁草書房、1960年、『社会事業の歴史』誠信書房、1964年、『昭和社會事業史』ミネルヴァ書房、1971年、『現代社会事業史研究』勁草書房、1979年など
- 2 一番ヶ瀬康子『アメリカ社会福祉発達史』光生館、1963年
- 3 一番ヶ瀬康子『社会福祉事業概論』誠信書房、1964年
- 4 吉田久一・一番ヶ瀬康子編『昭和社會事業史への証言』ドメス出版、1982年
- 5 小川政亮『社会事業法制』ミネルヴァ書房、1973年
- 6 菊池・清水・田中・永岡・室田『日本社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房、2003年
- 7 右田・高澤・古川『社会福祉の歴史』有斐閣、1977年
- 8 池本美和子『日本における社会事業の形成—内務行政と連帯思想をめぐって』法律文化社、1999年
- 9 武川正吾『社会政策のなかの現代—福祉国家と福祉社会』東京大学出版会、1999年
- 10 竹内愛二『専門社会事業研究』弘文堂、1959年
- 11 伊藤淑子『社会福祉職発達史研究—日英米三ヶ国比較による検討』ドメス出版、1996年
- 12 内務省社会局『本邦社会事業概要』、1922年、内務省社会局『本邦社会事業概要』、1926年、内務省社会局、『本邦社会事業概況』、1928年、以上、社会福祉調査会編『戦前期社会事業史料集成 2』日本図書センター、所収より
- 13 大霞会内務省史編集委員会『内務省史 第一巻』大霞会、1971年、大霞会『内務省史 第四巻』財団法人地方財務

協会、1971年

- 14 東京市社会局『東京市社会局年報』（第1回、第2回、第3回）1920年、1921年、1922年
- 15 東洋大学『東洋大学創立五十年史』、1937年、日本女子大学校『日本女子大学校四十年史』1941年、日本女子大学社会福祉学科の会みどり会『めじろ路』、1978年、日本女子大学校『家庭週報』各年度（日本女子大学所蔵）
- 16 武川正吾『福祉国家体制と現代社会政策』宮島喬編『現代社会学』有斐閣1995年、pp.265—266、およびp.268
- 17 武川正吾『社会政策のなかの現代—福祉国家と福祉社会—』東京大学出版会1999年、pp.8—9、pp.10—16
- 18 ただし、なお組織としては多くの問題を残していたことについては、池本（前掲）pp.182—186に詳しい。
- 19 池本美和子『日本における社会事業の形成—内務行政と連帯思想をめぐって』法律文化社、1999年、pp.251—258
- 20 吉田久一『現代社会事業史研究』勁草書房、1979年、大霞会編『内務省史』1～4巻、地方財務協会、1971年、池本美和子『日本における社会事業の形成—内務行政と連帯思想をめぐって』法律文化社、1999年、
- 21 前掲、『内務省史』第一巻、pp.339
- 22 前掲、池本、p.179
- 23 『本邦社会事業概要』内務省社会局、大正11年、pp.13—15
- 24 前掲『東京市社会局年報』p.1
- 25 同上、p.1
- 26 『東京市役所年報』第一回、大正9年、p.1～
- 27 同上、pp.3—4
- 28 同上、p.5
- 29 花村春樹・田代区に次郎編『社会福祉研究の課題』ミネルヴァ書房、1973年、p.13
- 30 『本邦社会事業概要』内務省社会局、1922（大正11）年、pp.16—17
- 31 同上、pp.17—19
- 32 『本邦社会事業概要』内務省社会局、1926（大正15）年、pp.26—28
- 33 『本邦社会事業概要』内務省社会局、1922（大正11）年、p.23 参照
- 34 E.Grady Bogue & Robert L.Saunders,1992,“The Evidence for Quality”,Jossey-Bass Publishers,pp.119-136
- 35 辻功、「わが国における職業資格制度の発達」『筑波大学教育学系論集』第2巻、pp.115-123
- 36 佐々木啓子「職業資格試験制度と専門学校」『戦前期女子高等教育の量的拡大過程』東京大学出版会、2002年、pp.45—47
- 37 天野郁夫『旧制専門学校論』玉川大学出版部、1993
- 38 本論ではこうした政治過程を解明することが目的ではないのでこれ以上の説明はしない。
- 39 『東洋大学創立五十年史』1937年、pp.161—163
- 40 『家庭週報』第625号、大正10年8月12日、以下、麻生校長設立趣意文も同紙より引用。

参考文献

天野郁夫『旧制専門学校論』玉川大学出版部、1993年
池本美和子『日本における社会事業の形成—内務行政と連

- 帯思想をめぐって』法律文化社、1999年
- 一番ヶ瀬康子『アメリカ社会福祉発達史』光生館、1963年
- 一番ヶ瀬康子『社会福祉事業概論』誠信書房、1964年
- 伊藤淑子『社会福祉職発達史研究—日英米三ヶ国比較による検討』ドメス出版、1996年
- 小川政亮『社会事業法制』ミネルヴァ書房、1973年
- 菊池・清水・田中・永岡・室田『日本社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房、2003年
- 佐々木啓子『戦前期女子高等教育の量的拡大過程—政府・生徒・学校のダイナミクス』東京大学出版会、2002年
- 大霞会内務省史編集委員会『内務省史 第一巻』大霞会、1971年
- 大霞会『内務省史 第四巻』財団法人地方財務協会、1971年
- 竹内愛二『専門社会事業研究』弘文堂、1959年
- 武川正吾『社会政策のなかの現代—福祉国家と福祉社会』東京大学出版会、1999年
- 辻功、「わが国における職業資格制度の発達」『筑波大学教育学系論集』第2巻、pp.115-123
- 東京市社会局『東京市社会局年報』（第1回、第2回、第3回）1920年、1921年、1922年
- 『東洋大学創立五十年史』東洋大学、発行年不明。
- 内務省社会局『本邦社会事業概要』、1922年、内務省社会局
- 『本邦社会事業概要』、1926年、内務省社会局、『本邦社会事業概況』、1928年、以上、社会福祉調査会編『戦前期社会事業史料集成 2』日本図書センター、所収
- 日本女子大学社会福祉学科の会みどり会『めじろ路』、1978年
- 橋本鉦市・佐々木啓子「市役所職員層と教育」『近代化過程における遠隔地教育の初期的形態に関する研究』放送教育開発センター研究報告第67号、1994年
- 花村春樹、田代国次郎編『社会福祉研究の課題』ミネルヴァ書房、1973年
- 右田・高澤・古川『社会福祉の歴史』有斐閣、1977年
- 吉田久一『日本社会事業の歴史』勁草書房、1960年
- 吉田久一『社会事業の歴史』誠信書房、1964年
- 吉田久一『昭和社会事業史』ミネルヴァ書房、1971年
- 吉田久一『現代社会事業史研究』勁草書房、1979年
- 吉田久一・一番ヶ瀬康子編『昭和社会事業史への証言』ドメス出版、1982年
- E.Grady Bogue & Robert L.Saunders,1992,“The Evidence for Quality”,Jossey-Bass Publishers,

The Educational System of Social Work Specialists In the Formative Period of a Welfare State in Pre-War Japan

— The Establishment of the Faculty of Social Work in Japanese Colleges —

SASAKI Keiko

The aim of this paper is to clarify the function of colleges in the formative period for Japan as she developed into a modern welfare state in the 1920s.

The Bureau of Social Affairs in the Home Office presented the shift from the charitable work to social welfare. It promoted the national welfare programs and made an effort to construct the training systems of social work specialists.

Equally important was some colleges which established the Faculty of Social Work and contributed to founding up a modern welfare state in pre-war Japan. The graduates of these colleges employed themselves in the national welfare administration or the local units of government as full-time paid stuffs.

It was the colleges that constantly produced many social welfare specialists that needed to build up a true welfare state.

keywords : the social work specialists, the educational system of welfare, The Bureau of Social Affairs in the Home Office